

愛知・名古屋大河ドラマ地域連携事業実行委員会
大河ドラマ「豊臣兄弟！」を契機とした
名古屋駅及び県内主要駅における PR 業務委託仕様書

1 件名

大河ドラマ「豊臣兄弟！」を契機とした名古屋駅及び県内主要駅における PR 業務委託

2 概要

大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送を契機に、2025年9月に設立した「愛知・名古屋大河ドラマ地域連携事業実行委員会（構成員は愛知県及び名古屋市。以下、「実行委員会」という。）」において観光振興及び地域振興に資する事業を実施する。

2026年度においては、愛知・名古屋の「豊臣家ゆかりの地」を発信するため、県の玄関口である名古屋駅を中心とした県内主要駅で来訪の観光客や出張等のビジネス目的の利用者に対し同時期に PR を展開し、観光誘客の拡大と周遊観光の促進をねらう。

3 契約期間

契約締結日から 2026年9月30日(水)まで

4 業務内容

(1) デザイン制作

装飾や PR デザインを検討するうえで、デザインのコンセプトやターゲットを定めること。

前提として愛知・名古屋が「豊臣家ゆかりの地」であることを発信する内容とするとともに、愛知県・名古屋市の割合がそれぞれ半分ずつとなるようにし、両者を明確に区別できるようにしつつ一体感を持たせること。制作にあたっては委託者から提供する下記の素材を積極的に活用することとし、名古屋市の PR については、中村区の中村公園に設置された「豊臣兄弟！ 名古屋中村大河ドラマ館（以下、「大河ドラマ館」という。）」への来訪意欲を促進するようなデザインや表現を取り入れること。

【提供素材（予定）】

- ・あいちの歴史観光推進協議会 PR キャラクター及びロゴマーク
- ・名古屋市大河ドラマ「豊臣兄弟！」活用推進協議会ロゴマーク
- ・大河ドラマ館外観画像 等

【制作にあたっての留意事項】

- ・デザインの決定については、実行委員会との協議により行う。
- ・特定企業及び団体の広告とみなされるデザインは避けること。
- ・特定宗教及び政治活動を助長、中傷するとみなされるデザインは避けること。
- ・必要に応じて、NHK 及びその関連団体等との調整を行うこと。

(2) 駅及びその周辺への広報物掲出等

(1) で制作したデザインを使用し、下記のとおり PR を実施すること。

- ・掲出場所は、名古屋駅を必須とし、その他金山駅等、利用者が多く、高い広報効果が見込める愛知県内の主要駅及びその周辺とする（JR、私鉄を問わず合計 15 駅程度を想定）。
- ・名古屋駅の一部広告媒体においては、委託者が下表の内容で別途予約済のため、必ず活用のうえ PR を実施すること。ただし、広告料金は受託者負担とするため注意すること。

広告媒体名称	摘要	予約期間	広告料金 (税抜)
名古屋駅中央コンコース サイネージセット	シリーズ・アド・ビジョン 名古屋、名古屋エクスプレ スビジョン、名古屋デジタ ルスクエア 15 秒/ 2 分 30 秒 × 2 枠	2026 年 8 月 3 日～ 2026 年 8 月 16 日 (2 週間)	8,000,000 円
名古屋駅柱シート広告	1 週目 50 万円、 2 週目 30 万円	2026 年 8 月 3 日～ 2026 年 8 月 16 日 (2 週間)	800,000 円
名古屋駅桜通口デジタル フラッグ	ロールジャック 1 社買い切り/ 3 分ロール	2026 年 8 月 3 日～ 2026 年 8 月 16 日 (2 週間)	2,000,000 円
名古屋駅ツインビジョン 新幹線口	15 秒/ 6 分 × 2 枠	2026 年 8 月 1 日～ 2026 年 8 月 31 日 (1 か月)	440,000 円

- ・掲出方法は、広報効果に留意した上で、駅利用者及び通行者の目を引き、インパクトのある大型の媒体を含み、パブリシティ効果が期待できるものとする（例：ボード広告、デジタルサイネージ、電光掲示板、懸垂幕・横断幕等）。特に名古屋駅においては、上表の媒体に加え、複数の掲出方法を

組み合わせ、駅全体を包括的にPRすることが望ましい。

- ・制作費、広告費、設置・撤去費は全て受託者負担とする。
- ・掲出時期は、2026年8月のうち適当な期間とし、可能な限り1か月程度継続させる。ただし、複数の広報物を掲出する場合に、その一部についての掲出期間が1か月未満であってもよい。

(3) 報告書の作成

広報を全て実施した後、(1)、(2)の結果をまとめた報告書を作成し提出すること。

5 留意事項

- (1) 受託者は、本事業を推進し、全体の責任を取る実施責任者を配置し、進行管理・調整機能を一元化すること。また、実施責任者は、委託期間を通じて実行委員会担当者と緊密な連携を図ることとし、必要に応じて実行委員会と関係者との打合せに同席し、スムーズな事業実施を図ること。
- (2) 本業務は、受託事業者で有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。
- (3) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担すること。
- (4) 本業務によって創作された成果物の著作権は実行委員会に帰属する。
- (5) 委託業務の実施にあたっては、事前に実行委員会と十分協議を行うこと。また、委託期間中も進捗状況及び今後の進め方等を実行委員会に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項は、実行委員会と協議のうえ決定するものとする。